

復興まちづくりのための事前準備について

国土交通省都市局
令和3年7月

目次

1. はじめに

- 復興事前準備の必要性
- これまでの取組
- 政府方針等における位置付け

2. ガイドラインについて

- ガイドラインの概要
- 支援措置について

3. 事前準備の取組状況について

- 直近の調査結果について

4. 復興事前準備の主流化に向けた検討調査について

- 調査概要
- 伴走支援について

5. その他

- 東日本大震災による津波被害からの市街地復興事業検証委員会について
- (参考) 自治体間の情報共有のための会議の開催状況

復興事前準備の必要性

防災対策

被害を出さないようにハード整備を主に対策を行う

- ・防潮堤の整備
- ・建物の耐震化
- ・建物の不燃化 等

被害を完全に防ぐことは不可能

減災対策

予め被害の発生を想定した上で、被害を最小限に抑えるため、ハード・ソフトによる総合的な対策を行う。

- ・避難地、避難路の整備
- ・ハザードマップの活用
- ・避難訓練の実施 等

復興事前準備

防災・減災対策を行っても大規模な自然災害は発生する。

その際、**迅速な復旧・復興を進めるための事前準備が重要。**

- ・復興の手順や進め方を事前に決めておく
- ・復興における将来目標像を事前に検討・共有

復興事前準備の推進に向けたこれまでの取組

防災基本計画の記述内容

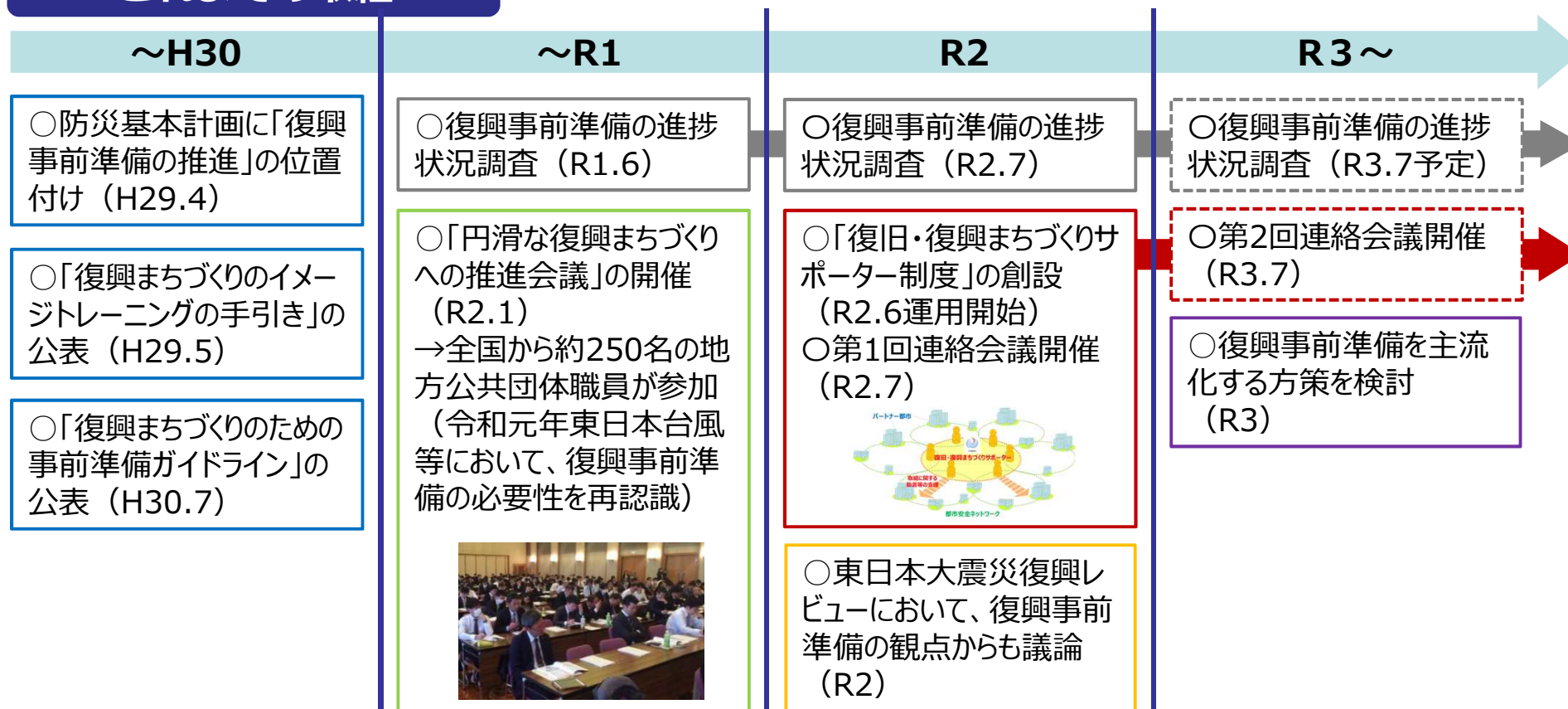
第2編 各災害に共通する対策編

第1章 6節 11項 (4) 復興事前準備の実施

国〔国土交通省〕は、地方公共団体が被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、**復興事前準備の取組を推進**するものとする。

※各災害編にも、同様の記載がされている。

これまでの取組



政府方針	位置付け
防災基本計画 (H29.4.11 修正)	復興事前準備の実施 ○国〔国土交通省〕は、地方公共団体が被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、 復興事前準備の取組を推進する ものとする。
国土強靱化基本計画 (H30.12.14 閣議決定)	被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、 復興に関する体制や手順の検討 、災害が発生した際の復興課題を事前に把握する 復興まちづくりイメージトレーニングの実施等を推進 し、復興事前準備についての地方公共団体への啓発を継続するとともに、地方公共団体が復興事前準備に取り組みやすい環境を検討する必要がある。
国土強靱化年次計画 2021 (R3.6.17 国土強靱化推進本部決定)	復興事前準備の推進 被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興まちづくりに関する体制や手順の事前検討、災害が発生した際の復興に関する課題を事前に把握する復興まちづくりイメージトレーニングなどの、 復興まちづくりのための事前準備の取組を推進 する。令和2年度に創設した、 復旧・復興まちづくりサポーター制度 も活用しながら、未着手の自治体等に対する普及啓発・技術的な支援を実施する。
まち・ひと・しごと創生基本方針2021 (R3.6.21 閣議決定)	復興まちづくりのための事前準備の推進 被災後に早期かつ的確な復興まちづくりを行うため、平時における「 復興事前準備 」を 主流化する方策を検討 し、「復旧・復興まちづくりサポーター制度」を活用してノウハウを共有することで地方公共団体の取組を支援する。
第5次社会資本重点整備計画 (R3.5.28 閣議決定)	復興まちづくりのための事前準備の推進 復興まちづくりのための事前準備に取り組んでいる地方公共団体の割合 R2 年度 55% → R7 年度 75%

- 復興まちづくりの体制や手順等を事前に検討しておくことで、被災後に早期かつ的確な市街地復興が可能となるよう、5つのポイントをガイドラインで明示 (H30.7公表)
- また、復興事前準備の取組には、都市防災総合推進事業 (防災・安全交付金) を活用可能

復興事前準備の5つのポイント

体制

復興体制の事前検討

復興まちづくりを進めるにあたり、どのような体制で、どの部署が主体となって進めていくのかを明確に決めておく。

手順

復興手順の事前検討

どのような時期に、どのような対応が生じるのかを把握、整理し、どのような手順で実施していくのかを決めておく。

訓練

復興訓練の実施

職員が市街地復興への理解と知見を得るための、復興訓練を実施する。

基礎データ

基礎データの事前整理、分析

どのような基礎データがあるのかを確認し、まちの課題を分析する。
不足データの追加・充実、継続的な更新等、基礎データを整備しておく。

目標

復興における目標等の事前検討

市町村での被害想定とまちの課題をもとに、被災後の復興まちづくりの目標と実施方針を検討しておく。

復興まちづくりのための事前準備の取組の流れ

ステージ	復興事前準備の取組
ステージ1: 復興事前準備の必要性に気づき、自らのまちの取り組み状況を確認する	Step1: 復興事前準備の取組内容を学びその必要性に気づく
	Step2: 自らのまちの復興事前準備の取組状況を確認する 基
ステージ2: 復興事前準備に取り組む	Step3: 基礎データと被害想定を重ね、まちの課題を集約し共有する 基
	Step4: 復興事前準備の必要性を問いかけ、復興まちづくりの課題を認識する 基 訓
	Step5: 復興体制と復興手順を検討する 体 手
	Step6: 計画に復興事前準備の取組を位置づける 体 手 訓 目
ステージ3: 事前復興計画づくりに取り組む	Step7: 事前復興計画を策定する 体 手 訓 基 目
	Step8: 基礎データを整理する 基
フォローアップ: 復興事前準備をフォローアップする	Step1: 復興まちづくりに関する実務能力の習熟に向けた訓練を実施する 訓
	Step2: 住民を含めて復興まちづくり訓練に取り組む 訓
	Step3: 復興事前準備の取組や進捗状況を検証する

復興事前準備の取組の計画への位置づけについて

復興事前準備を継続的な取組とするため、市町村における計画に位置づけを行う

1. 地域防災計画に、復興事前準備の取組を位置づける

地域防災計画に、復興体制、復興手順、復興訓練を位置づける

復興体制

- 災害復興本部の設置
- 復興計画・市街地復興計画の策定体制

復興手順

- 復興基本方針の策定
- 復興計画・市街地復興計画の策定
- 復興事業の計画の策定
- 建築制限

復興訓練

- 訓練の取組方針
- 復興訓練の対象者、実施時期、回数

2. 市町村マスタープランに、復興事前準備の取組を位置づける

- ・市町村マスタープランの改訂時に、市町村の復興事前準備の取組の熟度に応じて記述することが望ましい
- ・復興まちづくりの基本的な考え方は、都市計画マスタープランの目標をもとにしつつ、被災前よりも災害に強いまちを目指す等、より良いまちを目指すことを念頭におく

復興まちづくりの目標

- 復興で目指す都市構造の考え方
- 復興時の目標設定の考え方

復興まちづくりの実施手法

- 復興まちづくりの実施手法のイメージ

復興まちづくりの進め方

- 復興まちづくりの進め方や、住民との関わり方

3. 事前復興計画を策定する

事前復興計画に、復興体制、復興手順、復興訓練、基礎データの整理、分析、復興まちづくりの実施方針を含めた総合的な計画を作成する

復興事前準備の取組への支援(都市防災総合推進事業の概要)

避難地・避難路等の公共施設整備や避難場所の整備、避難地・避難路周辺の建築物の不燃化、木造老朽建築物の除却及び住民の防災に対する意識の向上等を推進し、防災上危険な市街地における地区レベルの防災性の向上を図る取組を「都市防災総合推進事業」(防災・安全交付金の基幹事業)により支援

⇒復興事前準備の取組には都市防災総合推進事業が活用可能(事業メニュー①、②)

○ 都市防災総合推進事業の概要 事業主体：市町村、都道府県等

事業メニュー	主な交付対象施設等	国費率
①災害危険度判定調査	・各種災害に対する危険度判定調査 ⇒(具体例)災害シミュレーション、ハザードマップの作成等	1/3
②住民等のまちづくり活動支援	・住民等に対する啓発活動 ・まちづくり協議会活動助成 ⇒(具体例)まち歩き、ワークショップ、セミナーの実施等	1/3
③地区公共施設等整備	・地区公共施設(避難路、避難地(避難地に設置する防災施設を含む)) ・地区緊急避難施設(指定緊急避難場所(津波避難タワー、避難センター等)、避難場所の機能強化(防災備蓄倉庫、非常用発電施設、感染症対策に資する設備等))	用地：1/3 工事：1/2 ※1
④都市防災不燃化促進	・耐火建築物等の建築への助成	調査 1/3 工事 1/2
⑤木造老朽建築物除却事業	・密集市街地における木造老朽建築物の除却への助成	1/3
⑥被災地における復興まちづくり総合支援事業	・復興まちづくり計画策定 ・地区公共施設 ・地区緊急避難施設	1/2
※激甚災害被災地	・高質空間形成施設 ・復興まちづくり支援施設	1/3

※1：南海トラフ特措法に基づく津波避難対策緊急事業計画に位置づけられ、一定の要件を満たす避難場所、避難路の整備については国費率2/3

○ 地区要件

施行地区	<事業メニュー①～③>
	災害の危険性が高い区域(浸水想定区域、土砂/津波/火山災害警戒区域(地域)等)を含む市街地、大規模地震発生の可能性の高い地域※2、重点密集市街地を含む市、DID地区
	<事業メニュー④>
	大規模地震発生の可能性の高い地域※2、重点密集市街地を含む市、DID地区、三大都市圏既成市街地、政令市、道府県庁所在市
	<事業メニュー⑤>
	重点密集市街地
<事業メニュー⑥>	
	激甚災害による被災地

※2：地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域



津波避難タワー



避難センター



備蓄倉庫



避難場所に向かう避難路



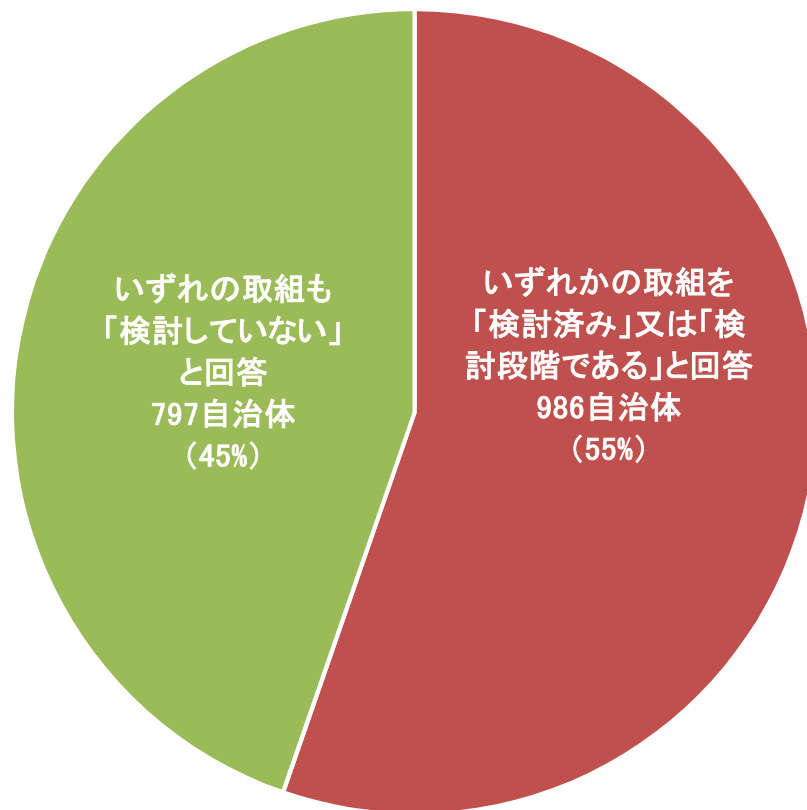
避難地となる公園



沿道建築物の不燃化

○「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン(平成30年7月公表)」に示す5つの取組のうち、いずれかの取組について、令和2年7月末時点で「検討済み」又は「検討段階である」と回答したのは986自治体(約55%)

■ 取組全体の検討状況



(参考) 復興まちづくりのための事前準備の取組内容

- 体制**

復興体制の事前検討
復興まちづくりにおいて、どのような体制で、どの部署が主体となって進めていくのかを明確に決めておく。
- 手順**

復興手順の事前検討
どのような対応が、どのような時期に生じるのかを把握、整理し、どのような手順で実施していくのかを決めておく。
- 訓練**

復興訓練の実施
職員が復興まちづくりへの理解と知見を得るための、復興訓練を実施する。
- 基礎データ**

基礎データの事前整理、分析
どのような基礎データがあるのかを確認し、まちの課題を分析しておく。不足データの追加・充実、継続的な更新等、基礎データを整備しておく。
- 目標**

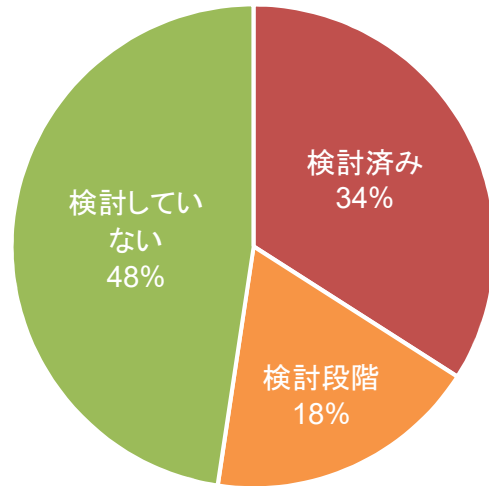
復興における目標等の事前検討
市町村での被害想定とまちの課題をもとに、被災後の復興まちづくりの目標と実施方針を検討しておく。

<調査概要>
 ・調査時点：令和2年7月末時点
 ・調査対象：全国の都道府県及び市区町村(1788自治体)を対象に調査し、1783自治体から回答(回答率99%)

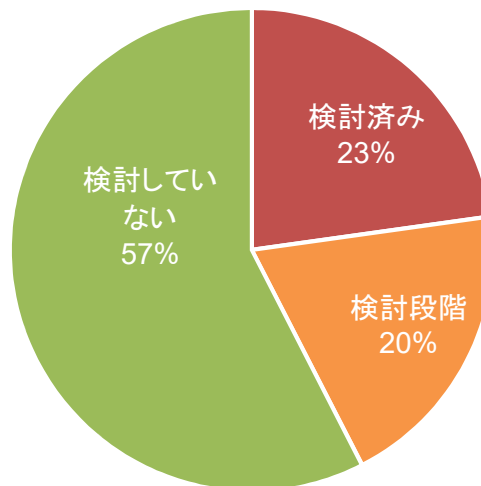
注：数値は、小数点以下を四捨五入

■ 個別の取組(5項目)の検討状況

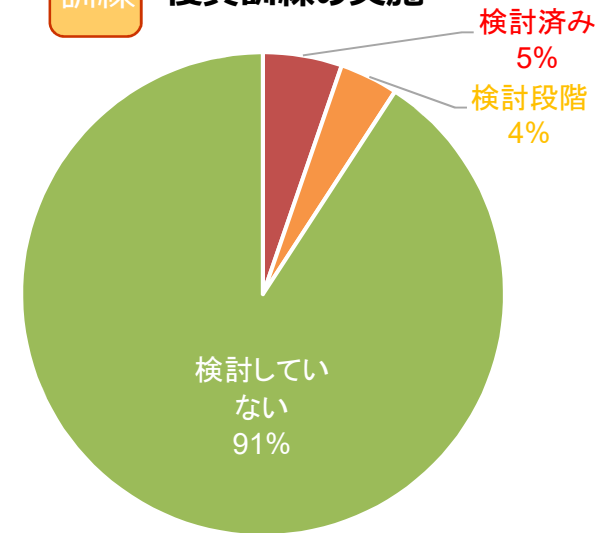
体制 復興体制の事前検討



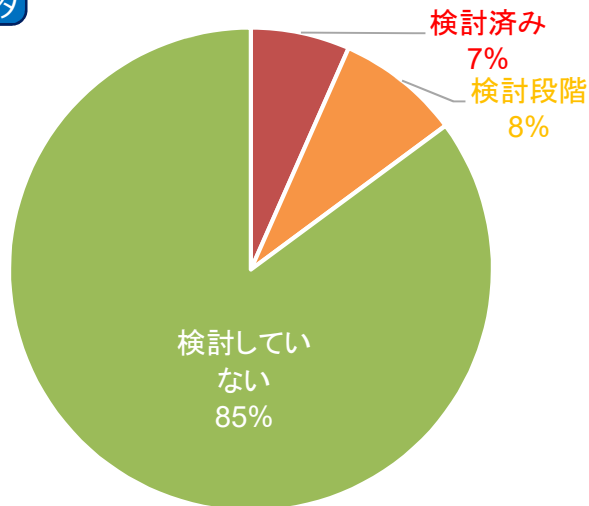
手順 復興手順の事前検討



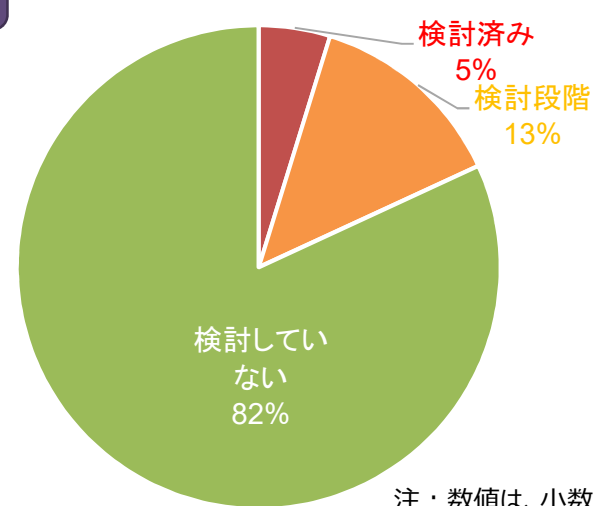
訓練 復興訓練の実施



基礎データ 基礎データの事前整理、分析

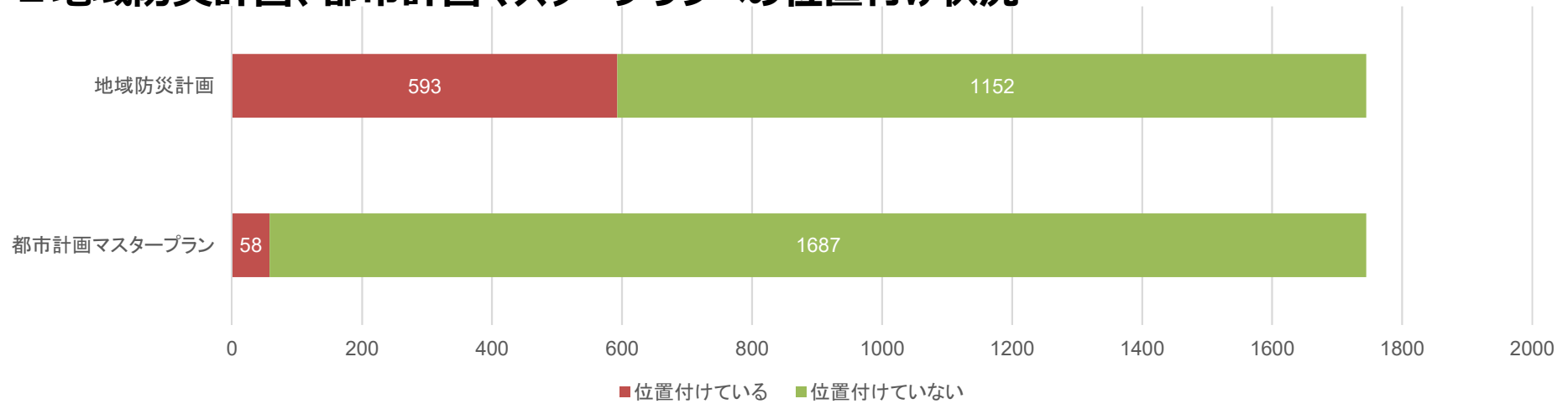


目標 復興における目標等の事前検討



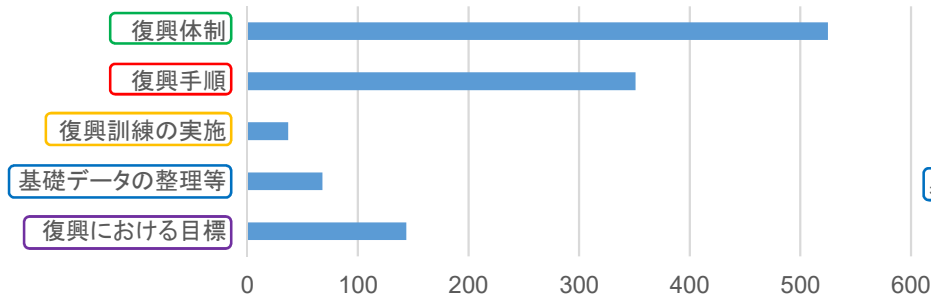
注：数値は、小数点以下を四捨五入

■ 地域防災計画、都市計画マスタープランへの位置付け状況



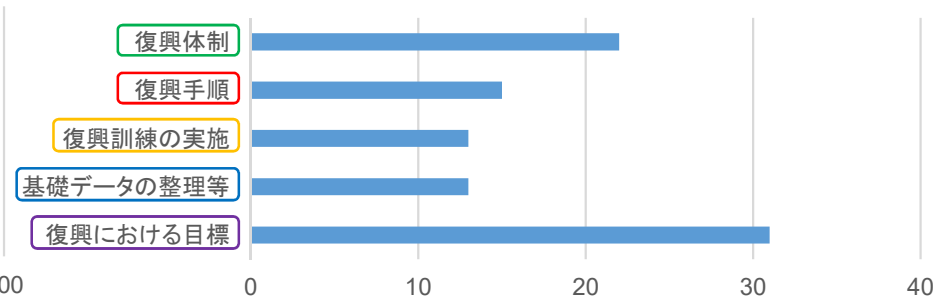
地域防災計画に位置づけている内容(N=593)

※複数回答



都市計画マスタープランに位置づけている内容(N=58)

※複数回答



(参考) ガイドラインで地域防災計画及び都市計画マスタープランに位置づけることを推奨している内容

地域防災計画



復興体制

復興手順

復興訓練の実施

都市計画マスタープラン



復興における目標

■ 都道府県別の取組状況

都道府県名	取組状況	都道府県名	取組状況	都道府県名	取組状況
北海道	63 (検討済み) / 117 (検討していない)	新潟県	15 (検討済み) / 16 (検討していない)	岡山県	15 (検討済み) / 13 (検討していない)
青森県	9 (検討済み) / 32 (検討していない)	富山県	7 (検討済み) / 9 (検討していない)	広島県	9 (検討済み) / 15 (検討していない)
岩手県	12 (検討済み) / 22 (検討していない)	石川県	13 (検討済み) / 7 (検討していない)	山口県	1 (検討済み) / 19 (検討していない)
宮城県	25 (検討済み) / 11 (検討していない)	岐阜県	20 (検討済み) / 23 (検討していない)	徳島県	25 (検討済み) / 0 (検討していない)
秋田県	6 (検討済み) / 20 (検討していない)	静岡県	36 (検討済み) / 0 (検討していない)	香川県	4 (検討済み) / 14 (検討していない)
山形県	19 (検討済み) / 17 (検討していない)	愛知県	44 (検討済み) / 11 (検討していない)	愛媛県	15 (検討済み) / 6 (検討していない)
福島県	26 (検討済み) / 34 (検討していない)	三重県	18 (検討済み) / 12 (検討していない)	高知県	28 (検討済み) / 7 (検討していない)
茨城県	31 (検討済み) / 14 (検討していない)	福井県	1 (検討済み) / 15 (検討していない)	福岡県	48 (検討済み) / 12 (検討していない)
栃木県	12 (検討済み) / 14 (検討していない)	滋賀県	11 (検討済み) / 9 (検討していない)	佐賀県	4 (検討済み) / 17 (検討していない)
群馬県	14 (検討済み) / 22 (検討していない)	京都府	14 (検討済み) / 13 (検討していない)	長崎県	7 (検討済み) / 15 (検討していない)
埼玉県	48 (検討済み) / 16 (検討していない)	大阪府	30 (検討済み) / 14 (検討していない)	熊本県	28 (検討済み) / 18 (検討していない)
千葉県	37 (検討済み) / 18 (検討していない)	兵庫県	30 (検討済み) / 12 (検討していない)	大分県	15 (検討済み) / 3 (検討していない)
東京都	57 (検討済み) / 6 (検討していない)	奈良県	29 (検討済み) / 11 (検討していない)	宮崎県	16 (検討済み) / 11 (検討していない)
神奈川県	26 (検討済み) / 8 (検討していない)	和歌山県	23 (検討済み) / 7 (検討していない)	鹿児島県	16 (検討済み) / 28 (検討していない)
山梨県	15 (検討済み) / 13 (検討していない)	鳥取県	6 (検討済み) / 14 (検討していない)	沖縄県	18 (検討済み) / 24 (検討していない)
長野県	29 (検討済み) / 49 (検討していない)	島根県	11 (検討済み) / 9 (検討していない)		

(取組状況の凡例 ■:いずれかの取組を「検討済み」または「検討段階」と回答した自治体 ■:いずれの取組も「検討していない」自治体)

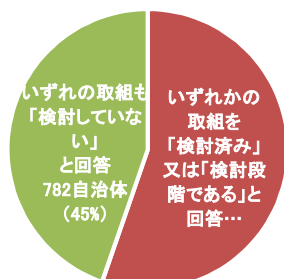
復興事前準備の主流化に向けた検討調査(R3)

課題・背景

- 事前準備無しでの復興まちづくりは、被災後にゼロから検討・合意形成を行うことになり、着手の遅れが避難所や応急仮設住宅への滞在長期化等につながるほか、事業の過大化・長期化が造成宅地の空き区画や人口流出等の課題を招く恐れ。
- さらにコロナ禍においては、避難所への過度な集中の抑制や被災後の大都市地域への人口移動の抑制等の点でも速やかなまちの復旧・復興が求められる。
- 一方で、平時において、行政・住民の双方が危機意識を持って事前準備を進めるのは容易ではなく、復興まちづくりの事前準備に取り組んでいる自治体は約半数にとどまる（R2.7時点で55%）。



造成宅地の空き区画
(陸前高田市)



自治体の取組状況 (R2.7)

体制	復興体制の事前検討
手順	復興手順の事前検討
訓練	復興訓練の実施
基礎データ	基礎データの事前整理、分析
目標	復興における目標等の事前検討

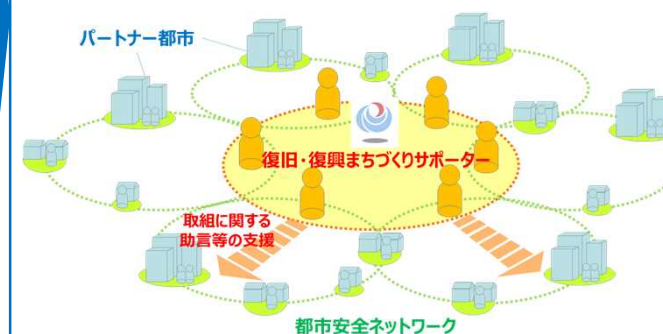
復興事前準備の概要

新たな取組

復旧・復興まちづくりサポーター制度(R2.6)

- まちの復旧・復興について経験・ノウハウを有する自治体職員・OBを「復旧・復興まちづくりサポーター」に登録[※]し、これから事前準備に取り組もうとする地方公共団体を支援する仕組みを創設（R2.6.9運用開始）。

※R2.7時点で87名を登録



調査概要 (R3)

復興事前準備の取組事例調査及び着手・実施における課題把握等をふまえた主流化方策の検討

- ① 先進的な事例の収集・整理・分析、サポーターへのヒアリング等による復興事前準備のノウハウを調査。具体的には、
 - ・平時において、行政・住民が危機感を共有し、復興事前準備の議論ができる雰囲気醸成のためのノウハウ
 - ・まちの課題をふまえ、計画の過大化を避け現実的な規模等を設定するためのノウハウ 等
 - ② 復興事前準備の取組への自治体の着手・実施状況を詳細に把握し、①をふまえた促進策（サポーターの活用方策含む）を検討。
 - ③ ②をふまえ、自治体への伴走支援（サポーターによる支援調整含む）を実施し、取組の着手・実施における課題・留意点を整理。
- ⇒ ①～③の成果を、**復興事前準備を主流化するためのガイドライン**にとりまとめ

効果

- 自治体とのネットワークを活用して全国にノウハウを横展開し、復興事前準備の主流化を図る。
- 災害後の速やかなまちの復旧・復興への備えを進め、コロナ禍もふまえた課題への対応を図る。

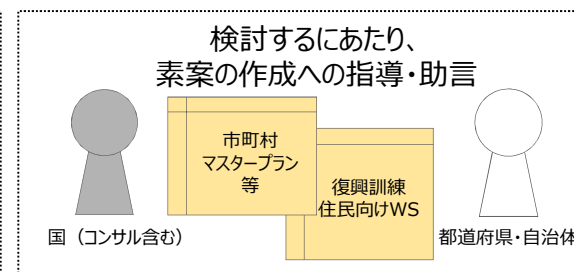
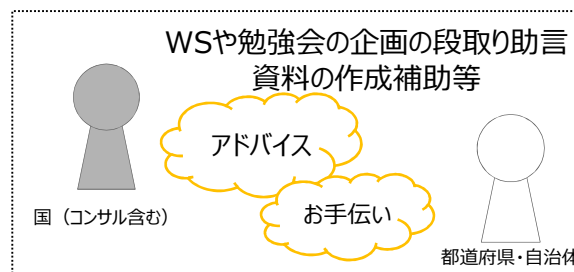
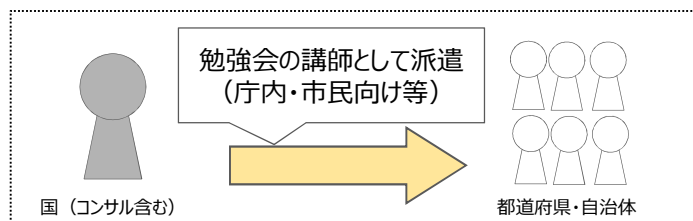
復興事前準備の主流化に向けた検討 調査伴走支援の実施概要

<伴走支援について>

○令和3年度内（7月～12月頃を想定）に、パートナー都市における復興事前準備のモデル的な取組に対して伴走支援を実施し（ケーススタディ）、そこで得られた課題・留意点等を整理し、復興事前準備の主流化に向けたノウハウ・ケーススタディ集として取りまとめる予定。

○伴走支援を行うモデル的な取組は、本制度のパートナー都市の中から募集。

● 伴奏支援の具体的なイメージ例



● 現時点（R3.7時点）での支援想定 ※以下8自治体に決定し、伴走支援を順次開始

都道府県	市町村	取組内容・支援内容想定
群馬県	前橋市	・庁内における復興事前準備の取組の検討スタート・体制の構築
東京都	足立区	・住民を含めた復興訓練の実施 ・復興訓練へ適宜情報提供、資料作成支援など
徳島県	—	・住民向けワークショップの実施に向けた支援 ・情報提供・資料作成等
山口県	—	・県内市町村を対象とした勉強会の実施 ・勉強会の開催の事例紹介・情報提供等
熊本県	—	・県内市町村の復興事前準備に対する意識向上に向けた庁内勉強会の実施
神奈川県	厚木市	・復興事前準備の計画策定に向けた庁内勉強会の実施
和歌山県	田辺市	・復興事前準備の計画策定に向けた庁内勉強会の実施
京都府	京都市	・他自治体のオンライン復興訓練等の情報提供

東日本大震災による津波被害からの市街地復興事業検証委員会とりまとめ概要

- 東日本大震災から10年、市街地復興事業（防災集団移転促進事業・土地区画整理事業・津波復興拠点整備事業）は、多くの関係者の努力により概成。
- 住民意見の丁寧な把握と、スピード感ある事業実施など、様々なトレードオフの関係の中、常に最良な計画を模索し、事業を実施。
- 委員会では、市街地復興事業の経験・ノウハウ、今後に向けた教訓をとりまとめた。

市街地復興事業の成果

- 市街地復興事業は、すべて**10年間で概成**。
(防災集団移転は震災後平均4年3ヶ月、区画整理は6年10ヶ月で宅地供給)。
- 両事業により、約**1.8万戸**の宅地を整備し、**住まいの再建に寄与**。
- 宅地の活用率は防災集団移転で96.4%、区画整理で68%**。
- 未利用地も、さらなる活用に向け取組を推進。
- 住まいの再建のみならず、**市街地の安全性向上、新たな拠点の創出、コンパクトなまちづくり、既存集落のコミュニティの維持・形成等にも寄与**。



	防集	区画整理	津波拠点
地区数	321地区	65地区	24地区
地区面積	790ha	1,889ha	282ha
	(防集団地)		
住宅計画戸数	8,374戸	9,358戸	—
宅地活用率	96.4%	68%	—

※令和2年12月末現在

見えてきた課題

- 各自自治体は、被災者の意向を踏まえて事業規模を検討する中で、将来的な人口減少のトレンドをどう考えるか、未来に希望を持てる持続可能なまちの規模をどう確保するかなど、難しい判断を求められた。
- 時間とともに変化する被災者の意向への適時適切な対応が求められた
(区画整理では、当初の計画から計画人口は全体で約15%縮小)。
- 地区によっては未利用地の問題が顕在化。土地利用のマネジメントが求められている。

東日本津波被災地に学ぶ市街地復興事業のノウハウ

- 事業規模については、将来的な人口減少のトレンドを踏まえた、持続可能な規模とする必要があること。
- 被災者の意向把握に当たっては、生活再建のプロセスに応じた適切なタイミングで十分な情報を提供し、個別面談等により、世帯単位だけでなく一人一人の意向を把握することが重要であること。
- 被災者の意向変化を前提とした、工区の分割や複数事業の組合せ等による柔軟な事業の取組が必要であること。
- 土地利用ニーズや持続可能性を考慮した事業の運用が求められること（既存コミュニティの活用・区画整理の換地設計の柔軟な実施等）。
- 事業終了後もエリアマネジメントを継続する取組が有効であること。



今後の復興まちづくりへの教訓

- 大災害は社会トレンドを加速させ、人口減少や過疎化など、長期的な変化が即座に発生。事前に備えていないことを被災時に実施することは困難であることから、まちの将来像を平時から真摯に検討しておくことが、被災時の復興計画の素地となり得る。
- 大災害が起こる前に、基礎情報の収集・分析、被災後の復興まちづくりを考えながら、立地適正化計画等を活用しつつ、持続可能な将来のまちづくりの検討をしっかりと進めることで円滑かつ適切な復興につながる。

- 「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」をもとにした取組を加速化するため、特に復興まちづくりの取組が進んでいない地方公共団体や首都直下地震・南海トラフ巨大地震等で大規模な被害が想定されている地域の地方公共団体を対象に、「円滑な復興まちづくりへの推進会議～復興まちづくり担当者会議～」を開催。
- 中林一樹首都大学東京名誉教授による講演等を受け、約250名の自治体職員と復興まちづくりのための事前準備について考えた。

□概要

日時：令和2年1月20日 13:30～17:00
 場所：三田共用会議所（東京都港区）
 参加者：全国の復興まちづくり事前準備を担当する地方公共団体の職員 約250名



□主な内容

（左：兵庫県西宮市説明資料より 右：静岡県富士市説明資料より）

5. 復興まちづくりの課題

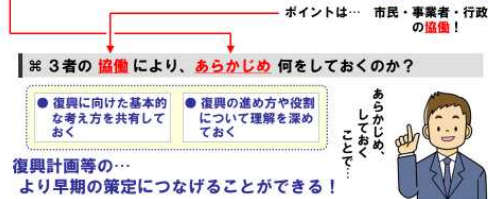
平時から準備しておくこと … **事前復興**

1. 課題地区の抽出・基礎情報収集・地籍調査実施
（関連：相続登記の義務化の動き）…立ち上がりが違う。
2. 地域コミュニティの機能している地域は「共助」も活発
→自治会の加入促進等
復旧活動（共助）も、復興に向かう議論も早い。
3. 自治体職員のコミュニケーション能力トレーニング
「伝える」と「伝える」ことは違う。
4. 他自治体からの受援計画の作成。支援協定。
災害時こそ迅速で機能的な連携が重要。

3 「富士市事前都市復興計画」について

1 富士市事前都市復興計画とは

○富士市事前都市復興計画とは？
 発災後、迅速かつ着実に復興まちづくりを進めることができるよう…
あらかじめ、復興の課題を想定し、復興まちづくりの方向性や進め方を定めた計画のこと。



復興計画等の…
より早期の策定につなげることができる！

議事次第

1. 開 会
2. <第一部> 復興まちづくりのための事前準備とは
 - (1) 復興まちづくり事前復興の必要性と重要性について
首都大学東京・東京立大学 名誉教授 中林 一樹
 - (2) ガイドラインの概要と取組状況調査結果の解説
国土交通省都市局 都市安全課都市防災対策企画室 課長補佐 池田 互
3. <第二部> 事例から学ぶ復興まちづくりのための事前準備
 - (1) 復興まちづくりの過去の事例について
 - ① 兵庫県西宮市
西宮市環境局 環境総括室 産業廃棄物対策課長 畑 文隆
 - ② UR都市機構
UR都市機構 震災復興支援室 事業管理課長 中川 一郎
 - (2) 復興まちづくり事前準備の取組事例について
 - ① 静岡県富士市
富士市都市整備部 都市計画課長 養木 真一
 - ② 高知県
高知県土木部 都市計画課主査 佐々木 優太
 - (3) 民間における取組について
一般社団法人都市計画コンサルタント協会 望月 啓史
 - (4) 総 括
5. その他
6. 閉 会

- 制度の運用開始(R2.6.9～)をうけ、復旧・復興まちづくりサポーター・パートナー都市の顔合わせを行うとともに、国の事業やガイドライン等の理解を深め、制度の活用を促進するための連絡会議を開催。
- 全国の復旧・復興まちづくりサポーター22名・パートナー都市53都市・地方整備局の計約90名が参加し、制度の概要説明、4つの自治体(堆積土砂排除事業：神戸市、復興まちづくりのための事前準備：いわき市・糸魚川市・美浜町)からの取組事例紹介、意見交換を実施。

□概要

日時：令和2年7月10日 14:00～17:10

場所：WEB会議

参加者：復旧・復興まちづくりサポーター22名

パートナー都市53都市、地方整備局 計約90名



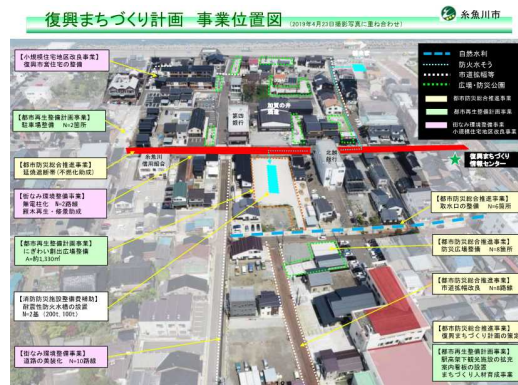
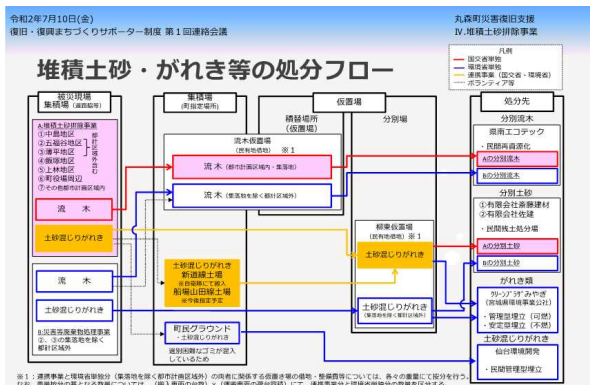
国土交通省都市局長 北村都市局長より挨拶



意見交換の様子

□主な内容

(左：兵庫県神戸市説明資料より 右：新潟県糸魚川市説明資料より)



復旧・復興まちづくりサポーター制度 第一回連絡会議

日時：令和2年7月10日(金) 14:00～17:10
場所：WEB開催

議事次第

1. 開会
2. 議事
 - (1) 復旧・復興まちづくりサポーター制度
 - ① 制度概要
 - ② 復旧・復興まちづくりサポーター紹介
 - ③ パートナー都市紹介
 - (2) 堆積土砂排除事業
 - ① 制度概要
 - ② 事例紹介
神戸市建設局中央水環境センター管理課課長 前田英輝
 - (3) 復興まちづくりのための事前準備
 - ① 制度概要
 - ② 事例紹介
いわき市都市復興推進課 課長補佐 志賀 順一
糸魚川市産業部復興推進係係長 渡辺 茂
美浜町防災企画課課長 大塚 好史
3. 閉会